

# 財務報告の枠組みの形成をめぐる論点と課題 —財務諸表と記述情報の相互関係—

古 庄 修  
日本大学

## 要 旨

本稿は、財務情報と、非財務情報を内包する「記述情報」の比較可能性に焦点を合わせた統一論題の趣旨に照らして、財務報告の概念的・制度的枠組みを想定し、そこで交錯する財務諸表と「記述情報」の相互関係を説明するために、特に「経営者による説明」(MC)に包含される環境・社会・コーポレート・ガバナンス(ESG)情報および「代替的業績指標」(APM)の表示・開示をめぐる財務報告の境界問題に接近する。

ここに APM とは、一般に認められた会計原則(GAAP)ベースの指標に修正を加えた財務上の重要業績指標(KPI)のひとつである。その多くは、これまで禁止されることも、他方で開示が強制されることもなく、経営者の裁量に委ねられて財務諸表上または財務諸表外の「記述情報」として開示されてきた。

財務報告の枠組みの中に「記述情報」を包含し、体系化するためには、財務諸表と「記述情報」が共有しうる概念フレームワークの形成が課題となる。本稿は、財務報告の内包と外延とを関連づける議論の切り口として、「経営者による説明」(MC)における ESG 情報の包含を契機とした財務報告とサステナビリティ報告との境界問題を取り上げるとともに、代替的業績指標(APM)および経営者業績指標(MPM)の相互関係を説明し、これらふたつの考察を通じて、日本における「記述情報」の開示に係る制度的な枠組みの到達点と課題を整理する。

## I はじめに一統一論題報告における論点と課題一

今日の統合報告 (integrated reporting) の形成に至る漸進的発展の経緯から、これまで財務諸表を中心とした財務報告の外延が広がってきたことは紛れもない事実である<sup>(1)</sup>。しかし、各法域における経路依存性により財務報告の範囲やその構成要素には相違点があり、その内包と外延を区別する境界は必ずしも明確ではない。環境・社会・コーポレート・ガバナンス (ESG) 情報を含めたいわゆる非財務情報の開示基準の統合に向けた動きが活発になる中で、各法域における会計・開示基準設定主体の守備範囲、監査 (保証) の範囲や水準、さらに非財務情報の開示に係る国際基準の設定主体との連携や当該基準の国内化等の法域独自の新たな課題も提起され始めている。

本稿は、財務情報と、非財務情報の意味にも置き換えられる「記述情報」<sup>(2)</sup>の「比較可能性」<sup>(3)</sup>に焦点を合わせた統一論題の趣旨に照らして、財務報告 (financial reporting) の枠組みを想定し、財務諸表と「記述情報」の相互関係を説明するために、その境界をめぐる問題を取り上げるとともに、「代替的業績指標」 (alternative performance measures, APM) の表示・開示に係る問題を通じて主題に接近する。

本稿においては、最近国際会計基準審議会 (IASB) が公表したふたつの公開草案 (Exposure Draft) を素材として、財務報告の枠組みにおいて交錯する財務諸表と「記述情報」の開示との関係およびその連係の在り方について考察する。

ひとつは、IASB が国際会計基準 (IFRS) 実務記述書 (Practice Statement) 第 1 号 (以下 MCPS という) の改訂を意図して、2021 年 5 月に公表した公開草案『経営者による説明』(以

下改訂 ED という) である (IASB [2021])。改訂 ED においては、無形資産や ESG 情報の重要性を明示的に認識し、財務諸表の補完機能の拡充が意図されている。

また、前述の代替的業績指標 (APM) は、「指標」 (metrics) の中に含まれているが、ここでは、「経営者による説明」 (management commentary, MC) のような「記述情報」の比較可能性を如何に確保しうるか、その場合、財務諸表と「記述情報」は概念フレームワークを共有しうるのか等の議論とともに、「経営者による説明」 (MC) の中で代替的業績指標 (APM) と紐づけられる開示規制との関係についても論及する。

もうひとつは、IASB が 2019 年 12 月に公表した公開草案『全般的な表示及び開示』 (IASB [2019], 以下 ED という) である。当該 ED においては、財務諸表に APM を取り込むことを意図して、経営者業績指標 (management performance measures, MPM) と称する新たな項目を注記において開示することが提案されている。経営者業績指標 (MPM) については、業績指標の比較可能性と柔軟性のトレード・オフ問題を踏まえて、その透明性を高め、経営者業績指標 (MPM) を監査対象とすることにより、財務諸表外の開示問題から、広く代替的業績指標 (APM) の開示に規律を与えることを意図した財務諸表の表示問題への展開として捉える必要がある。

本稿は、財務報告の内包と外延とを関連づける議論の切り口として、「経営者による説明」 (MC) における ESG 情報の包含を契機とする財務報告とサステナビリティ報告との境界問題を取り上げるとともに、代替的業績指標 (APM) および経営者業績指標 (MPM) の相互関係を説明し、これらふたつの考察を通じて、日本における「記述情報」の開示に係る制

度的な枠組みの到達点と課題を整理する。

## II 記述情報の位置づけから捉えた財務報告の枠組み

### 1. IFRS 実務記述書『経営者による説明』の到達点

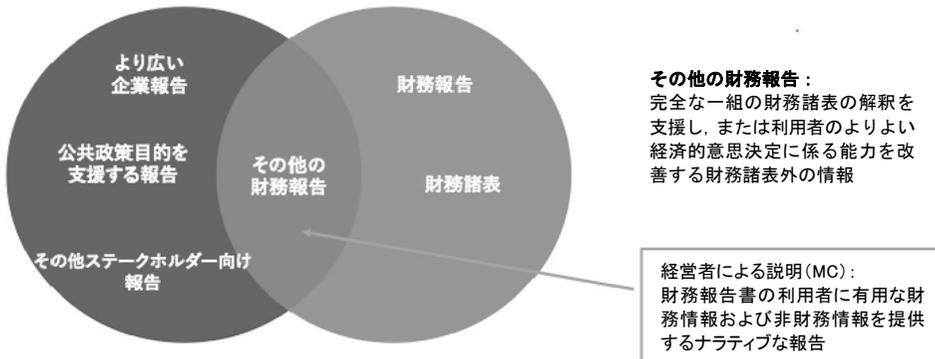
IASB は、財務諸表外情報に係る開示領域において、当該情報の質と比較可能性を改善することを意図して、2010 年 12 月に IFRS 実務記述書第 1 号『経営者による説明』（MCPS）を公表した。IASB が財務報告の目的を果たすうえでその中心に財務諸表があることは言うまでもないが、現行 MCPS の公表は IASB が狭義の財務報告の範囲と役割に一定の限度を認めていることの証左でもある。

注目すべきは、MCPS が公表されて 10 年余が経過した現在、非財務情報ないし「記述情報」

の意義が一層認められ、当該情報に対するニーズが国際的に著しく増大したことにある。これを背景として、過剰とも受け止められるほど国際組織・規制機関あるいは各法域 (jurisdictions) の基準設定主体から多数の規範 (code) や指針 (guideline) も公表されている。同時に、その実効性をめぐって、いわゆる財務情報と非財務情報とを連係ないし統合するための首尾一貫した報告の枠組みが求められており、国際的レベルでの開示情報の標準化に対するニーズが非常に高まっていることを指摘しうる。

財務報告と「より広い企業報告」(wider corporate reporting) が交錯する「その他の財務報告」(other financial reporting) に対して IASB の重大な関心が向けられており、「経営者による説明」(MC) はその中核に位置づけられる (図 1 参照)。

図 1 財務諸表と「経営者による説明」の関係—IASB の関心領域—



出所：IASB [2018] p.4. を一部修正

MCPS の公表に至る経緯において、IASB は当初、原則主義 (principles-based approach) に基づき、財務諸表に付属する「記述情報」の開示基準の設定を志向したが、最終的には指針となる実務記述書を策定することによってその遵守を任意に促すことを決定した。すなわち

MCPS は IFRS とは区別されており、あくまでも「記述情報」の表示 (presentation) に係る拘束力のない実務上のガイダンスとして援用される (図 1 参照)。

MCPS の特徴については、その到達点を以下のように整理しうる (古庄 [2019])。

- ①財務報告の境界の内側にあることを明示した
- ②当該表示に係る実務記述書は、財務諸表と同様の概念フレームワークを共有することを明示した
- ③原則主義に基づき、その表示に不可欠な構成要素 (elements) を例示した
- ④ESG 情報のような非財務情報に係る開示基準の設定には踏み込まなかった

現行 MCPS は、企業の業績、状態および進捗について経営者の見解 (management's view) を提供することを強調する (IASB [2010] par.12(a)) とともに、「経営者による説明」(MC) においては企業の業績に有利な状況のみならず不利な状況についても均衡 (balance) を保って当該情報を開示し、事実とともにその理由と影響について説明すべきことを求めている (IASB [2010] par.9)。また、「経営者による説明」(MC) は財務諸表それ自体に配置すべきではなく、あくまでも財務諸表と結びついて付属するものであることが明示されている (IASB [2010] paras.BC20-21)。

このような IASB における議論の基調には、財務諸表の作成・表示に係る概念フレームワークが財務報告の枠組みにあって財務諸表を補足 (supplementing) し、補完 (complementing) する情報—「その他の財務報告」—にも共通して援用されるという基本的な考え方がある。今般の MCPS の改訂に際して IASB に期待される役割のひとつは、狭義の財務報告のレリバンズに係る限定的役割を超えて、そうした課題の克服を目指して台頭してきた統合報告の発展と、そこで見出しうる MCPS との共通の基盤に基づき、“better communication”の観点から現行 MCPS を再編成することにあつた (古庄 [2019])。この点に積極的な意義を見出すならば、財務報告の範囲における「その他の財務報

告」をめぐる画定問題は些末な問題では決してない。

これに加えて、改訂 ED においては、新たなニーズに対応してその補完機能の一層の拡張を志向する点で MCPS の変容が認められる。かかる観点から、財務報告の範囲において財務諸表と「記述情報」との間に共有してきたはずの概念フレームワークの在り方についても検討を要する課題を提起していることを指摘しうる。

## 2. 公開草案『経営者による説明』の概要

前述のように、IASB は、2021 年 5 月に現行の MCPS に係る改訂 ED を公表した。

改訂 ED において、「経営者による説明」(MC) は「企業の財務諸表を補完する報告書」であり、投資者および債権者の情報ニーズ満たすために作成されることを明示している (IASB [2021] IN3~IN4)。

IASB は、現行の MCPS に基づく「経営者による説明」(MC) が必ずしも投資者および債権者が必要とする情報を満たしておらず、その理由として、①企業の見通しにとって重要な事項に焦点を当てていない、②企業固有の情報が十分でない、③企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項について十分な議論を提供していない、④企業の無形の資源および関係ならびに企業に影響を与える ESG 事項に関して十分な情報を提供していない、⑤財務諸表における情報と当該企業の他の報告書における情報との調整が困難である、⑥企業が過去に提供した情報との期間比較や、類似の活動を行う当該他の企業との比較が困難である、⑦議論されている事項の影響を投資者および債権者が十分に理解するために必要な情報が不完全で均衡が保たれていない、等の報告実務とのギ

ヤップを挙げている (IASB [2021] IN8)。

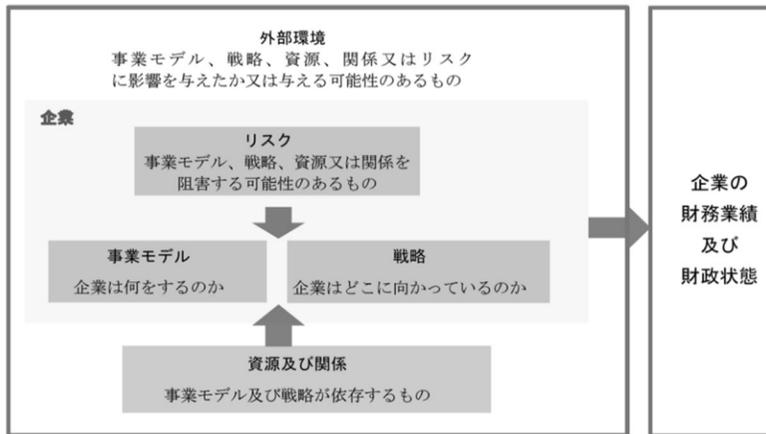
IASB は、今般の MCPS の改訂について、その主要な目的は「投資者および債権者が必要としている情報に焦点を当てた包括的な要求事項、および経営者が当該情報を識別して明確に表示するうえで役立つ」ことにあり、「十分な柔軟性」(sufficient flexibility) と「十分な規律」(sufficient discipline) の両方を満たす要求事項およびガイダンスの開発を行うことを

表明している (IASB [2021] IN9)。

改訂 ED の全体の枠組みについては概略、以下のように整理しうる (IASB [2021] IN15)。

当該改訂 ED は規範的 (prescriptive) アプローチではなく、目的ベース (objectives-based) アプローチを導入し、6つの内容領域、すなわち①事業モデル、②戦略、③資源とその関係、④リスク、⑤外部環境、⑥財務業績と財政状態を定めている (図2参照)。

図2 『経営者による説明』における6つの内容領域



出所：IASB [2021] IN 15.

その目的は、①企業の財務諸表において報告される財務業績と財政状態について投資者および債権者の理解を高め、②中長期を含むすべての時間軸にわたり企業が価値を創造し、キャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性がある諸要因について経営者の洞察を与える情報を提供することにある (IASB [2021] par.3.1)。特に後者②について、「経営者による説明」(MC) の目的を中長期的な企業価値の創造に関連づけている点は、統合報告の目的とも交錯する見過ごすことのできない変化である。

改訂 ED は、各領域別に、主要目的 (headline objective)、評価目的 (assessment objective)、詳細目的 (specific objective) の3つの開示目

的を設定している (IASB [2021] paras.4.1-4.4, chap.11)。「経営者による説明」(MC) は、企業が価値を創造し、キャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠な事項である「主要な項目」(key matters) に焦点を当てることを求める (IASB [2021] par.4.7)。さらに重要性のある情報の多くは主要な事項に関するものである可能性が高く (IASB [2021] par.4.8)、また重要性がある情報には指標 (metrics) が含まれる可能性が高い (IASB [2021] par.4.15) と説明し、上記の各内容領域において例示的にいくつかの指標 (metrics) が示されている (IASB [2021] par.14.2)。そこでは明示的にインタンジブルズや ESG 情報等の拡張が意図

されていることを指摘しうる。

「経営者による説明」(MC)が財務諸表に付属する「記述情報」であることから、とりわけ現行 MCPS の公表当時においては、企業社会的責任 (CSR) 報告やサステナビリティ (sustainability) 報告等に網羅される ESG 情報のような非財務情報が含まれるといういくらか先走った「誤解」がしばしば見受けられた。だが、あくまでも現行 MCPS は財務報告の境界を越えて ESG 情報の開示基準の設定には積極的に踏み込むものではなく、必ずしもこれを肯定するものではなかった。その意味で、投資者および債権者による企業の将来キャッシュ・フローの見通しおよび企業の価値創造能力を評価するうえで重要となる ESG 情報を内包しようとする今般の改訂 ED の提案は、従前の「経営者による説明」(MC)の範囲を拡げるだけでなく、サステナビリティ報告との交流が積極的に評価されている点において、従前の財務

報告の再編成をもたらす大きな転換点と看做しうる。

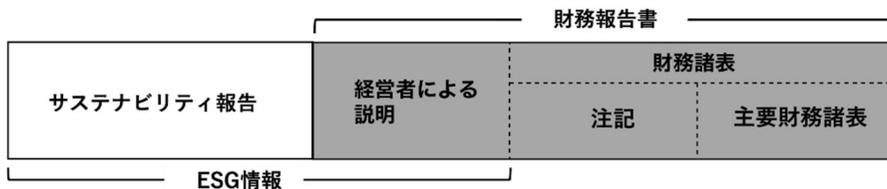
以下では、特に改訂 ED における財務報告の枠組みをめぐる境界問題と概念フレームワークの共有をめぐるいくつかの論点について検討したい。

### Ⅲ ESG 情報をめぐる財務報告の境界とマテリアリティ概念

#### 1. ふたつの境界問題

改訂 ED においては、以前から認識されてきた財務報告の内側にある財務諸表(注記)と「経営者による説明」(MC)の境界問題(第一の境界問題)に加えて、新たな論点としてこれまで財務報告の外側にあると看做されてきたサステナビリティ報告との境界問題(第二の境界問題)を見出しうる(図3参照)。

図3 財務報告と範囲と境界



出所：IASB[2005] p.12. および秋葉[2021]21頁を参考に一部修正

第一の境界問題について、現行 MCPS においては注記と「経営者による説明」(MC)の区別について、①企業の状況やその事業環境の文脈において財務諸表を説明する情報を投資者に提供するのであれば MC に開示する、②主要財務諸表と構成要素の理解に不可欠であれば認識されているか、未認識かにかかわらず注記とする配置規準 (placement criteria) が示されてきた (IASB [2010] par.169)。これまで

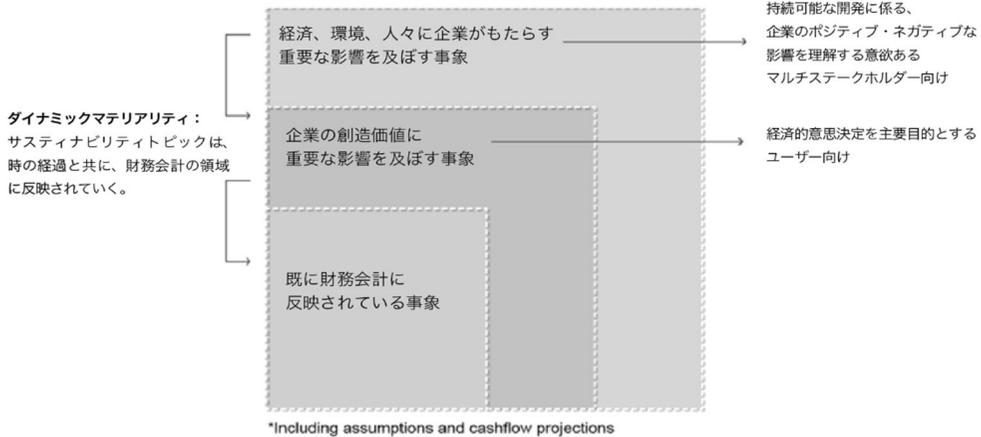
注記と「経営者による説明」(MC)の線引きについては曖昧なままに必ずしも一貫しておらず、結果として開示の場によって保証 (assurance) の水準にも影響を与えている現状がある。だが、改訂 ED においては自明のことと考えられているのか、当該配置規準への言及は見当たらない。また、現行 MCPS において、財務報告の目的と有用な情報の質的特性については概念フレームワークを共有していると思われる。

改訂 ED においても概念フレームワークにおける質的特性が援用されている。

第二の境界問題は、「経営者による説明」(MC) に ESG 情報を包含する範囲の拡張が明示的に意図されたことから生じており、このことは財

務報告とサステナビリティ報告との線引きをめぐる問題として顕在化している。そこでは、財務報告とサステナビリティ報告との区別において、マテリアリティ概念の適用が深く関わることになる。

図 4 「包括的な企業報告の体系」におけるダイナミック・マテリアリティ



出所：CDP, CDSB, GRI, IIRC, SASB [2020] p. 5.

改訂 ED は、投資者および債権者の関心事である企業の長期的な見通しに影響を与える事項として、企業の無形の資源および関係ならびに ESG 事項が含まれる可能性があることを示し、かかる事項については重要性 (material) の判断に基づき企業固有の情報の提供を求めている (IASB [2021a] paras.4.16-4.17)。改訂 ED において、「経営者による説明」(MC) は、投資者および債権者にとって重要性がある ESG 情報の適切な開示の場と考えられているが、この点に否定的な見解は確認できない。

図 4 は、いわゆる 5 団体 (CDP・CDSB・GRI・IIRC・SASB) による包括的な企業報告 (comprehensive corporate reporting) の実現に向けた共同声明 (Statement of Intent) において、階層的な関係にある 3 つ報告の範囲を其々に適用されるマテリアリティ概念に基づ

いて説明したものである (CDP, CDSB, GRI, IIRC, SASB [2020].)。すなわち、①企業が経済、環境および人々等のマルチステークホルダーに対して重要な影響を及ぼす事象と、②サステナビリティ事象のうち企業価値に重要な影響を及ぼす事象とを概念上区別し、②において環境や社会が企業に与える影響の重要性—財務的マテリアリティ—のみに限定する場合は「シングル・マテリアリティ」と定義し、これに対してマルチステークホルダーを想定し、②とともに①の企業が環境や社会に対して与える影響の重要性—環境・社会的マテリアリティ—をも包含する場合には、これを「ダブル・マテリアリティ」と定義している。このようなマテリアリティの考え方を反映する形で、包括的な企業報告においては、(a) サステナビリティ報告、(b) サステナビリティ関連財務情報の開

示、および(c)財務諸表の範囲が階層的に形成されることが識別されており、各報告の範囲に対応して、(a)サステナビリティ報告の範囲にはGRI基準が、(b)サステナビリティ関連財務情報の開示の範囲には国際統合報告評議会(IIRC)の国際統合報告フレームワークおよびサステナビリティ会計基準審議会(SASB)の会計基準が、そして(c)財務諸表にはIASBのIFRSが其々適用されることが説明されている。

(b)のサステナビリティ関連情報の開示と

(c)の財務諸表を合わせた報告の範囲は「企業価値報告」(value reporting)と総称されており、そうした理解は今般のIIRCとSASBの合併による新組織への移行に対応した新たな動向とも連動している<sup>(4)</sup>。

「シングル・マテリアリティ」と「ダブル・マテリアリティ」のどちらを適用するかによって、企業報告の範囲のみならず、これに伴う報告対象となる利用者、さらに開示に至るまでの作業量や複雑性等の局面にも相違が生じうる。このような対立的な理解を避ける意味でも提唱されている「ダイナミック・マテリアリティ」は、サステナビリティ事象が時間の経過あるいは経済・社会・環境の変化に伴って動的に変化することを捉えて、例えば企業の環境や社会に与える影響が一定のタイムラグを経てやがては財務諸表に反映されることになる等、マテリアリティが前述の(a)から(c)の間で移動しうることを含意するものである(経済産業省[2021]11頁)。

## 2. 「ダイナミック・マテリアリティ」の適用をめぐる課題

それでは、「経営者による説明」(MC)はESG事項の選定と開示にあたり如何なるマテリアリティ概念を基本とすべきだろうか。

この点について、「経営者による説明」(MC)とその目的の接近が認められる統合報告と等しく、広く受け入れられ始めた「ダイナミック・マテリアリティ」の考え方を適用することは十分に想定しうるところである。すなわち、統合報告が前提とする利用者は財務資本提供者であり、中長期的な企業価値の創造に係るマテリアルなサステナビリティ事象の報告をその範囲とするならば、企業価値に影響を与える可能性が高いサステナビリティ事象は「シングル・マテリアリティ」として当然に報告対象となる。しかし、統合報告自体は任意開示であるため、マルチステークホルダーに対して、「ダブル・マテリアリティ」の観点から持続可能な発展に重大な影響をもたらす環境・社会的マテリアリティを含むすべてのサステナビリティ事象を対象とすることには何ら制約はない。その意味で「ダイナミック・マテリアリティ」に留まるべき明確な理由は必ずしも存在するわけではなく、また「経営者による説明」(MC)にある種の制限を求めることは実務上困難であると思われる。

両者の接近は、「経営者による説明」(MC)の統合報告化を導く可能性もあり、サステナビリティ報告の一部をESG情報として吸収することになる財務報告と、統合報告との境界および関係の在り方についても問題を提起していると考えられる。

財務報告の枠組みにおける「経営者による説明」(MC)の位置づけからすれば、GRI基準に基づくサステナビリティ報告と最も親和性がある「ダブル・マテリアリティ」に踏み込むことはないと考えられる一方で、例えば企業の事業モデルに係る情報として「企業の活動の環境および社会への影響(それらの影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生む出す能力(長期を含む)に影響を与えたか、または

影響を与える可能性がある場合)」（IASB [2021] par.5.7(c)）への言及は、「ダイナミック・マテリアリティ」から「ダブル・マテリアリティ」へ踏み出す余地があるとも解しうる。いずれのマテリアリティ概念を選択したとしても、「経営者による説明」(MC)においてはその考え方を開示する方法をとることもできる。

この点について、改訂 ED においては「ダイナミック・マテリアリティ」に係る明示的な説明はなく、財務報告の概念フレームワーク上の重要性の概念との区別についても現時点で曖昧さを残している。

最近の新たな動向として、IFRS 財団はサステナビリティ関連情報の開示基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の創設を発表した。改訂 ED において、IASB は、「経営者による説明」(MC)に係る実務記述書に準拠する際に必要となる情報の一部を識別するために、ISSB が設定した基準を適用しうる可能性があることに触れている (IASB [2021] par.5.7(c))。すなわち、IASB は「経営者による説明」(MC)の開示にあたっては他の団体または機関による要求やガイドラインを組み合わせて適用することをあらかじめ想定している (IASB [2021b] BC13 項)。

現在のサステナビリティ報告に網羅されている広範な内容を踏まえれば、「経営者による説明」(MC)に係る実務記述書は原則主義を基調とせざるを得ず、その意味で単独で開示の実効性を確保することはおそらく困難である。そのため従来まで財務報告の外側にあった広く非財務情報に係る開示基準との関係は不可欠となる。すなわち、IASB と、新たに組織される ISSB との緊密な関係が求められることになるが、そこでは、「経営者による説明」(MC)とサステナビリティ報告との境界の画定をめぐる、マテリアリティをめぐる時間軸、財務

報告の目的と企業価値評価との関係、および財務報告に含まれるべき ESG 情報の範囲等の議論を整理する必要が生じるであろう。

このような「経営者による説明」(MC)をめぐる議論が財務報告の枠組みの再編成に繋がりを、財務報告が企業価値報告へと変容する契機となるのか、日本の「記述情報」の開示に係る制度的枠組みへの影響を評価するうえでも今後の動向が注目される。

## IV 「経営者による説明」と代替的業績指標の開示規制

### 1. 「指標」における代替的業績指標の位置と比較可能性

以下では、財務報告の枠組みの変容の過程を捉えるためのもうひとつの論点として、「経営者による説明」(MC)と代替的業績指標 (APM) および経営者業績指標 (MPM) の開示をめぐる財務報告の境界問題について考えてみたい。

ここに代替的業績指標 (APM) は、一般に認められた会計原則 (GAAP) ベースの指標に独自の修正を加えた財務上の重要業績指標 (KPI) と定義しうる。その多くはこれまで禁止されることも他方で開示が強制されることもなく、経営者の裁量に委ねられて財務諸表外の「記述情報」として開示されるだけでなく、財務諸表上に表示する事例も多々見受けられる。代替的業績指標 (APM) は、これまで主として EU 域内において一般に用いられてきた名称であり、米国では非 GAAP 財務指標 (Non-GAAP financial measures)、オーストラリアでは非 IFRS 財務情報 (Non-IFRS financial information) 等と称されている。

改訂 ED においては、欧米ではすでに開示規制の対象になっている代替的業績指標 (APM) を「経営者による説明」(MC)における「指標」

(metrics) のひとつとして位置づけている。すなわち、改訂 ED の中で、これに該当するのが「企業の財務諸表に表示または開示されている測定値を調整することによって計算している財務業績および財政状態の指標」(IASB [2021a] par.10.9) である。本節では、代替的業績指標 (APM) の開示規制との関係の在り方にも視野を広げ、財務諸表との関係について考察する。

前述のように、IASB は ED『全般的な表示及び開示』において、財務諸表に代替的業績指標 (APM) を取り込むことを意図して、新た

に経営者業績指標 (MPM) の名称を付してこれを定義し、注記においてその開示を求めることを提案している。

この点について、MCPS に係る改訂 ED の審議の過程において、IASB が 2020 年 7 月に公表したスタッフ・ペーパー (IASB [2020]) は、「経営者による説明」(MC) を構成する「経営測度および指標」(management measures and indicators) の範囲を示し、その中で経営者業績指標 (MPM) を位置づけている。(図 5 参照)。但し、この時点では「指標」(metrics) の用語は用いられていない。

図 5 「経営測度および指標」と「経営者業績指標」(MPM) の位置

経営測度および指標			
非財務測度および指標	財務測度および指標		
	収益・費用の小計		財務業績および状態に係るその他の測度および指標
	【例示】 ・市場占有率 ・顧客基盤 ・研究開発パイプライン ・リスクグレーディング・システム ・従業員数/離職率 ・温室効果ガス排出量 ・水資源利用	IFRSにより規定 【例示】 ・利益または損失 ・営業利益	経営者業績指標 (MPM) 【例示】 ・修正利益 ・修正営業利益 ・修正 EBITDA
	公開草案『全般的な表示と開示』の範囲	IFRS基準と関連	その他 【例示】 ・フリー・キャッシュ・フロー ・純債務 ・修正 ROE ・受注バックログ

出所：IASB [2020] p. 12.

「経営者による説明」(MC) において、「指標」(metrics) とは「企業の財務または非財務の業績または状態の定量的側面または定性的側面をモニターするために使用される測定値」(IASB [2021a] par.14.1) と定義される。これらの指標は、経営者が「主要な項目」をモニターし、当該主要な項目の管理においてその進捗度を測定するために使用している指標等から導かれるとされる (IASB [2021a] par.14.3)。

「経営測度および指標」においては、①財務

と非財務の両方の指標を含む、②企業の財務業績に関連し、収益および費用の小計に限定されない、③財務測度は量的であるが、指標の多くは質的であること等を説明しているが、財務諸表の「外」で使用されるこれらの財務測度および指標については、財務諸表において開示される財務業績との間で矛盾がないことが求められる。

代替的業績指標 (APM) の開示の場合は財務諸表の「内」か「外」かの二者択一を問われる

ものではないため、したがって財務諸表と「経営者による説明」(MC)の関係が切断されることなく、両者の有機的な関係の確保が必要になることを意味している。

また、「経営者による説明」(MC)において、代替的業績指標 (APM) を使用して経営者の観点からそのストーリーを語り、その有用性を高めるためには、その柔軟性と比較可能性の均衡が課題となる。この点について、改訂 ED は、比較可能性よりも重要性がある情報の提供を優先すべきことを強調したうえで (IASB [2021b] par. BC102)、「指標」(metrics)についても比較可能性を求めており、①企業が過去の期間において提供した情報、②他の企業(特に、類似した活動を有する、または同じ業種で営業している企業)が提供した情報と比較可能な場合には、投資者および債権者にとってより有用性が高い (IASB [2021a] par.13.22) と説明している。

「経営者による説明」(MC)における情報は、重要性がある情報を省略することなく比較可能性を高める方法で提供しなければならない (IASB [2021a] par.13.23) とし、情報の完全性、明瞭性および比較可能性は、すべて当該情報が十分に統合された一体性 (coherence) のある全体として表示されることに依存する (IASB [2021a] par.13.3) との考え方が整理されている。

かかる観点から、改訂 ED は、「経営者による説明」(MC)に含められる代替的業績指標 (APM) に対して、以下の対応を求めるものである (IASB [2021a] par.14.6)。

- ①当該指標を、誤解を招かないように財務諸表において表示または開示されている測定値と明瞭に区別した名称で呼称する
- ②当該指標について報告した金額を、財務諸表において表示または開示されている最も直

接的に比較可能な金額と調整し、各調整項目を識別し、説明する

- ③当該指標を、調整の対象となる測定値よりも目立たせずに表示する

代替的業績指標 (APM) に向けたこれらの要求は、その開示規制をこれまで主導してきた証券監督者国際機構 (IOSCO) のガイダンスや欧州証券市場監督局 (ESMA) のガイドラインに共通する原則を踏まえて、その最大公約数を基に「指標」(metrics)の範囲となる代替的業績指標 (APM) の開示に一定の制約を課することを意図していると看做しうる<sup>5)</sup>。

「経営者による説明」(MC)の範囲は6つの内容領域を定めているが、そこでは其々の内容領域において様々な規則やガイドライン等に紐づけられた「指標」(metrics)が網羅されることになる。改訂 ED においては、規範的 (prescriptive) アプローチではなく、目的ベース (objective-based) アプローチの導入を意図するものであり、実務記述書自体に仔細にわたる細則を定めることは現実的ではない。代替的業績指標 (APM) のような「指標」(metrics)については、いわば財務諸表の「外」にある開示規制との関係関係を明確にすることがより一層重要になるであろう。

## 2. 代替的業績指標の開示規制との関係問題

日本でも IFRS の任意適用を背景として、代替的業績指標 (APM) の開示が広がり始めていることに関心が高まっている<sup>6)</sup>。この点について、代替的業績指標 (APM) は、日本では必ずしも開示規制の対象ではなかった財務諸表外の情報であって、あくまでも KPI のひとつとして「記述情報」の中で整理されてきた。

前述のように、IASB は ED『全般的な表示及び開示』を公表し、その中で経営者業績指標

(MPM) を注記において開示することを現在議論している。

ED『全般的な表示及び開示』は、非 GAAP 財務指標あるいは非 IFRS 財務情報に係る透明性を確保し、その使用に一定の規律を与える観点から、収益および費用の小計のうち IFRS がこれまで財務諸表の「内」において明示定に規定してこなかった代替的業績指標 (APM) を、経営者業績指標 (MPM) として財務諸表の単一の注記において開示することを提案している (IASB [2019] par.106)。

経営者業績指標 (MPM) とは、収益および費用の小計のうち以下に該当するものをいう (IASB [2019] par.103) <sup>(7)</sup>。

- ①一般とのコミュニケーションにおいて財務諸表外で使用されている
- ②IFRS 基準が定めている合計または小計を補完する
- ③企業の財務業績の一側面に係る経営者の見方を財務諸表の利用者に伝える

ED『全般的な表示及び開示』は、IFRS が定めている小計で経営者業績指標 (MPM) に該当しないもの (IASB [2019] par.104) を示したうえで、企業の財務業績の諸側面を財務諸表利用者に対して忠実に表現すること、および利用者の誤解を招かない明瞭かつ理解可能な方法で記述されていることを経営者業績指標 (MPM) の要件として求めている (IASB [2019] par.105)。

注記には、他の企業が提供している類似の指標とは必ずしも比較可能ではないという記載を含めることが求められる。また、其々の経営者業績指標 (MPM) について、①MPM が業績についての経営者の見方を伝える理由の記述、②IFRS 基準が定める最も直接的に比較可能な小計または合計との調整表、③非支配持分への影響等について開示が求められている

(IASB [2019] par.106)。

また、企業が、経営者業績指標 (MPM) の計算を変更または新たに導入する場合、あるいは過去に開示していた経営者業績指標 (MPM) を財務諸表から除外する場合には、以下の説明が求められる (IASB [2019] par.108)。

- ①財務諸表の利用者が変更、追加または除外とその影響を理解するための十分な説明の開示
- ②変更、追加または除外の理由の開示
- ③変更、追加または除外を反映した比較情報 (要求されている注記開示を含む) の修正再表示

なお、財務業績計算書においては MPM を表示するための列を使用してはならないことが示されている (IASB [2019] par.110)。

IASB が提案する経営者業績指標 (MPM) の導入をめぐることは、国際的に見れば多数の支持が表明される一方で、多くの懸念もある。とりわけ代替的業績指標 (APM) の開示自体に対して明確なルールが存在しない日本においては、その柔軟性と比較可能性のトレード・オフ問題を踏まえて、経営者業績指標 (MPM) は財務諸表の「内」と「外」に如何に位置づけられうるだろうか。

この点について、経営者業績指標 (MPM) については IFRS における財務諸表の表示と開示に係る議論も緒に就いたばかりであり、当面は日本の IFRS 任意的適用企業の実務に対する影響が注目される点である。

他方で、金融庁が 2019 年に公表した『記述情報の開示に関する原則』(金融庁 [2019]) においては、代替的業績指標 (APM) に相当する非 GAAP 財務指標が KPI に係る開示要求の中で概括的に整理されている。

すなわち、「望ましい開示に向けた取り組み」として、「KPI を設定している場合には、その

内容として目標の達成度合いを測定する指標、算出方法、なぜその指標を利用するのかについて説明することが考えられる」(金融庁[2019] 10頁)との示唆を与えている。

また、有価証券報告書における「記述情報」を念頭に、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を踏まえてその影響に係る開示の考え方をまとめたQ&Aにおいては、「Non-GAAP指標を開示する場合には、類似する会計基準に基づく指標との差異を説明するなど、投資者に誤解を与えないような記載とすることが望ましい」(金融庁[2020] 14頁)としている。

このように日本では、代替的業績指標(APM)については「経営者による説明」(MC)における「指標」に相当するKPIとして位置づけているが、「記述情報」において一般的・包括的な開示要求を指示するに留まっている。

他方で、海外の各法域ではすでに代替的業績指標(APM)自体の開示について拠り所となる詳細な規則またはガイドライン等が独自に整備されていることを指摘する必要がある。このことは、日本において財務諸表における経営者業績指標(MPM)の表示問題は喫緊の課題ではないとしても、一方の「経営者による説明」(MC)をめぐる議論の側から、代替的業績指標(APM)と経営者業績指標(MPM)の連係を含めた日本の「記述情報」の定義とその範囲に再考を促す問題が提起されていると看做しうる。

改訂EDに提示された「経営者による説明」(MC)の変容をめぐる議論は、もはや「財務報告」≠「財務諸表の表示」≠「会計情報の開示」という認識が些末な問題では決していないことは言うまでもない。現在に至り日本においても曖昧な「非財務情報」・「サステナビリティ情報」・「記述情報」を定義し、その交錯する関係を

整理することは、包括的な企業報告の制度的な枠組みを形成する観点から有益であると考えられる。

## V おわりに—日本の「記述情報」の開示規制の行方—

本稿は、財務報告の内包と外延とを関連づける議論の切り口として、「経営者による説明」(MC)におけるESG情報の包含を契機として議論され始めた財務報告とサステナビリティ報告との境界問題を取り上げるとともに、財務諸表の「内」と「外」に係る境界問題として代替的業績指標(APM)および経営者業績指標(MPM)の相互関係について考察した。

財務諸表の付属情報としてその補足・補完機能を果たすと看做されてきた「経営者による説明」(MC)は、ESG事項の新たな導入を意図してその範囲を広げることが提案されており、そこでは財務報告とサステナビリティ報告との境界をめぐるマテリアリティの考え方が重要な論点となったことを指摘した。

「経営者による説明」(MC)における「指標」(metrics)として開示されるESG情報や代替的業績指標(APM)については、おそらく実務記述書における開示規定だけでは完結せず、当該情報ないし業績指標の基礎となる規則やガイドライン等の財務諸表の「外」にある開示規制との連係関係がより一層重要になると考えられる。

また、財務報告の枠組みにあつて企業価値報告(value reporting)を志向し始めた「経営者による説明」(MC)の変容をめぐる今般の動向は、当該実務記述書とIIRCの国際統合報告フレームワークとの競合問題や棲み分け、さらにこれまで財務諸表との間での共有を前提としてきた財務報告の概念フレームワークとは別

に、独自の非財務情報の概念フレームワークの必要性を生じさせる等の新たな展開を導くことも予想される。

財務報告の枠組みを基礎として、財務諸表と「経営者による説明」(MC)は概念フレームワークを共有しうるのか。それとも両者は分離していくのか<sup>(8)</sup>。また、その過程で「経営者による説明」(MC)はサステナビリティ報告をも吸収しうるようないわば「寛容な開示の場」となっていくのか。本稿は、こうした財務報告の境界に係る無視できない課題と今後の変化の予兆が、「経営者による説明」(MC)において顕在化していることを指摘した。

それでは、日本において同様の財務報告の境界に係る問題は起こりうるのだろうか。

この点について、日本では、財務会計の概念フレームワークにおいて財務報告の定義は確認できず、広く一般的に総称されている「記述情報」が当該フレームワークに位置づけられることもなかった。このことは「デュアル・レポーティングシステム」を採用する米国の証券取引委員会(SEC)と財務会計基準審議会(FASB)の関係から類推しうるように、開示行政全般を担う金融庁と、民間の会計基準設定主体たる企業会計基準委員会(ASBJ)との間でその役割は区別されている。財務会計の概念フレームワークにおいても「記述情報」は開示の場としての財務報告の枠組みの中に明示的には位置づけられておらず、また「記述情報」は基本的に財務諸表外の情報であるが故に、財務諸表と「記述情報」が概念フレームワークを共有するとの認識は希薄であったと考えられる<sup>(9)</sup>。

財務諸表と「記述情報」の両者が一体的に議論されることはなく、その意味で日本では当初からその境界問題が生じることはなかった。したがって、「経営者による説明」(MC)をめぐ

る議論が、財務報告の枠組みに内包される財務諸表と注記に影響を与えるものでなければ、これまでの立場を堅持することも可能である。このことは、例えば最近の気候変動リスク等のサステナビリティ関連情報の開示基準の設定をめぐる、財務会計基準機構(FASF)の傘下にASBJとは別の新組織として「サステナビリティ基準委員会」(SSBJ)を創設する新たな動きにおいても踏襲されていると考えられる。

しかし、今般のIASBのふたつの公開草案において、ひとつの提案は財務諸表外の情報であった代替的業績指標(APM)を経営者業績指標(MPM)として財務諸表に取り込む提案であり、しかももうひとつの提案である財務諸表に付属する指標(metrics)としての代替的業績指標(APM)との関係を論点としている。この点で、あくまでも財務報告の枠組みの内側にある「経営者による説明」(MC)に係る議論を切り離して新設のSSBJに委ねるようなことをしないかぎり、ASBJとしてこれまで以上に踏み込んだ議論も必要になると考えられる。

IASBは、広く非財務情報の開示に係るフレームワークやガイドラインの設定をめぐる国際機関や開示規制・監督主体との関係の求めにいかに関与していくべきか。このことは、日本においても今後の新組織におけるサステナビリティ報告基準の設定において、「経営者による説明」(MC)の側面からASBJの関与の在り方に影響を与えることになるであろう。また、その国内化をめぐる動向は、日本の制度開示の枠組みにおいて、例えば有価証券報告書等を念頭に置いた「記述情報」に対する理解の仕方やその開示規制にも影響を及ぼす可能性があり、金融庁とASBJとの関係を一層強める必要性を示唆している。

## 注

- (1) 国際統合報告評議会 (IIRC) が国際統合報告フレームワークの設定に先駆けて公表した討議文書 (IASB [2010] pp.6-7.) は、企業報告の発展過程を俯瞰し、1960年代には主として財務諸表単独の企業報告の状況から、1980年代になると環境報告、コーポレート・ガバナンス報告および経営者報酬報告とともに、財務諸表に付属する「経営者による説明」(MC) のような「記述情報」が台頭してきた変化を概観している。また、2000年には其々の開示領域が広がり、2020年にはその連結環として統合報告が中心となるという未来予想図を描いていた。このような財務諸表から統合報告への企業報告の発展は漸進的な過程として捉えることができる。  
この場合、統合報告は必ずしも One Report のみを意味するわけではなく、これまで財務情報と非財務情報を可能な限り結合した報告書とその上部構造として想定しうるような「総体」としての報告の体系が形成されてきた。任意開示である統合報告の諸側面の制度化に至る局面においては、財務諸表、統合報告、および ESG 情報ないしサステナビリティ関連情報等の非財務報告の相互の連係関係が問題になる (古庄 [2012] 216-220 頁)。本稿は、このような連係関係の中核にあるものが「経営者による説明」(MC) であると思考する。
- (2) 金融庁は、「記述情報」について、「一般に、法定開示書類において提供される情報のうち、金融商品取引法第 193 条の 2 が規定する「財務計算に関する書類」において提供される財務情報以外の情報を指す」としてその範囲を示し、主に有価証券報告書における経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報を対象としているが、その他の「記述情報」があることも認識している (金融庁 [2019] 1 頁注 2)。
- (3) 比較可能性の概念および実証研究については、中野 [2020] および中野 [2021] を参照。
- (4) 2021 年 6 月 9 日に IIRC と SASB は合併し、価値報告財団 (Value Reporting Foundation, VRF) を設立したことが発表されている。包括的かつ一貫した企業報告の枠組みを構築し、企業価値について国際的な共通理解を形成することが意図されている。また、IFRS 財団は、2021 年 11 月に国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の創設を発表したが、さらに今後 2022 年 6 月には、VRF および気候変動開示基準委員会 (CDSB) との統合が予定されている。
- (5) 米国においては、2002 年に成立したサーベインズ・オクスリー法に基づき、2003 年に米国証券取引員会 (SEC) が非 GAAP 財務指標の使用

に制限を加える Regulation G『Non-GAAP 財務指標の利用条件』を制定した。他方で EU 市場では、代替的業績指標 (APM) を排除するよりも、強制的開示との相互の補完関係を認めてきた点において、米国以上に複数の業績概念が併存することを許容する傾向は強い。すなわち、代替的業績指標 (APM) についてはこれまで原則主義による Comply or Explain アプローチを志向し、経営者の裁量に委ねられた非監査対象たる代替的業績指標 (APM) の開示は常態化している。

米国の Regulation G については、例えば、古庄 [2012]、EU 市場における代替的業績指標 (APM) に係る開示規制については、古庄 [2017] を参照。

- (6) 日本企業を対象とした非 GAAP 財務指標ないし代替的業績指標 (APM) に係る先行研究については、例えば Shibasaki, Y. and C. Toyokura [2019]、中條 [2020]、実証研究の先駆けとして加藤 [2021] を参照。
- (7) 経営者業績指標 (MPM) については、例えば野村 [2019]、倉持 [2020]、秋葉 [2020] を参照。その後の審議において「IFRS が定めている合計または小計は経営者業績指標 (MPM) ではない」ことを明示するため、その定義から②を削除することが暫定的に決定された。
- (8) 「経営者による説明」(MC) における非財務情報の領域が拡張し、財務諸表と共有しうると看做されてきた概念フレームワークが、非財務情報独自の概念フレームワークの形成の観点から分離する可能性も考えられる (古庄 [2012] 24-29 頁)。
- (9) 実務記述書『経営者による説明』が公表された当時、ASBJ は、IASB が当該開示基準または非強制的指針を策定することは時期尚早であり、「経営者による説明」(MC) が財務報告の一部であることについては、それが非財務情報を含んでいることを理由に、財務報告に統合される部分であることを明確に否定していた (古庄 [2012] 46-47 頁)。

## 参考文献

- CDP, CDSB, GRI, IIRC SASB [2020] *Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting*, September.
- ESMA [2019] *ESMA Guideline on Alternative Performance Measures (APM)*, October.
- IASB [2018] Staff Paper, Agenda ref 15A (IASB Meeting), Management Commentary Practice Statement, Education Session, March.
- IASB [2019] Exposure Draft, *General Presentation*

- and Disclosure*, December.
- IASB [2020] Staff Paper, Agenda ref 15D(IASB Meeting), *Management Measures and Indicators*, July.
- IASB [2021a] IFRS Practice Statement, Exposure Draft, *Management Commentary*, May.
- IASB [2021b] IFRS Practice Statement, Exposure Draft, Basis for Conclusions, *Management Commentary*, May.
- IIRC [2011] Discussion Paper, *Towards Integrated Reporting : Communicating Value in the 21st Century*, September.
- IIRC [2012] *The International <IR> Framework*, December.
- IOSCO [2016] *Statement on Non-GAAP Financial Measures*, July.
- 秋葉賢一 [2020] 「IASBにおける財務諸表の表示の改正案(4) —経営者業績指標の開示—」『週刊経営財務』第3448号.
- 秋葉賢一 [2021] 「経営者による説明の公開草案(3) —サステナビリティ基準との関係—」『週刊経営財務』第3517号.
- 岩崎 勇 [2019] 『IFRS の概念フレームワーク』税務経理協会.
- 加藤達也 [2021] 「日本企業による Non-GAAP 指標の開示に関する特性分析—IFRS 任意適用企業を対象とした検証—」日本銀行金融研究所.
- 金融庁 [2019] 『記述情報の開示に関する原則』<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319/01.pdf>
- 金融庁 [2020] 『説明資料 (企業内容等の開示に関する内閣府令改正のポイント)』<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/02.pdf>
- 倉持亘一郎 [2020] 「Non-GAAP 指標」『企業会計』第72巻・第5号.
- 経済産業省 [2021] 『サステナビリティ関連情報開示と企業価値創造の好循環に向けて—「非財務情報の開示指針研究会」中間報告—』[https://www.meti.go.jp/shigikai/economy/hizaimu\\_joho\\_/pdf/20211112\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shigikai/economy/hizaimu_joho_/pdf/20211112_1.pdf)
- 中條祐介 [2020] 「ガバナンス改革と財務会計・報告の新たな役割」『国際会計研究学会年報』2019年度 第1・2合併号.
- Shibasaki, Y. and C. Toyokura [2019], “The Disclosure of Non-GAAP Performance Measures and the Adoption of IFRS : Evidence from Japanese Firms’ Experience,” *IMES Discussion Paper Series*, 2019.
- 中野貴之編著 [2020] 『IFRS 適用の知見—主要諸国と日本における強制適用・任意適用の分析—』同文館出版.
- 中野貴之 [2021] 「会計時評 グローバル会計基準の適用と比較可能性—IFRS の適用をめぐる課題—」『企業会計』第73巻・第1号.
- 日本公認会計士協会 [2021] 『非財務情報の充実と情報の結合性に関する実務を踏まえた考察』(会計制度委員会研究資料6号).
- 野村嘉浩 [2019] 「財務諸表利用者が求める業績指標」『企業会計』第71巻・第9号.
- 古庄 修 [2012] 『統合財務報告制度の形成』中央経済社.
- 古庄 修 [2017] 「代替的業績指標の国際開示規制」『産業経営研究』第39号.
- 古庄 修 [2019] 「IFRS 実務記述書『経営者による説明』の改訂の方向性」『ディスクロージャー&IR』第9号.
- 古庄 修 [2020] 「IFRS 実務記述書『経営者による説明』と経営者業績指標」『会計』第198巻・第4号.